



平成 27 年度
一般社団法人日本看護系学会協議会総会

日時：平成 27 年 6 月 30 日(火) 13:30～15:45

場所：日本赤十字看護大学 301 講義室

平成 27 年度 一般社団法人日本看護系学会協議会総会式次第

日 時：平成 27 年 6 月 30 日（火） 13:30～15:45

場 所：日本赤十字看護大学 301 講義室

1. 開会1
2. 定足数の確認1
3. 会長挨拶1
4. 報告事項
 - 1) 一般社団法人日本看護系学会協議会の発足についての報告1
 - 2) 日本看護系学会協議会(任意団体)の平成 26 年度の活動報告1
 - (1) 庶務報告1
 - (2) 日本学術会議報告2
 - (3) 日本学術振興会報告3
 - (4) シンポジウム企画報告3
 - (5) 高度実践看護師制度あり方検討会報告3
 - (6) 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業報告4
 - (7) 医療安全全国共同行動報告4
 - (8) 東日本大震災支援事業報告4
 - (9) 広報(ニュースレター・ホームページ) 報告7
 - (10) ナーシング・サイエンス・カフェ事業報告8
 - (11) ガイドライン開発推進プロジェクト報告8
 - (12) その他
 - 3) 医療事故調査制度についての説明 (別添資料)
5. 審議事項
 - 議案 1 平成 26 年度の会計報告と会計監査報告について(任意団体) ...9
 - 議案 2 平成 27 年度事業案について10
 - 議案 3 平成 27 年度予算案について11
 - 議案 4 医療事故調査等支援団体について12
 - 議案 5 新役員の承認について12
 - 休憩—
 - 議案 6 指名理事の承認について13
 - 議案 7 役員辞任の承認について13
6. 閉会

資料

資料1	定款	14
資料2	定款施行細則	22
資料3	役員選出規程	23
資料4	一般社団法人日本看護系学会協議会社員名簿	25

別添資料

別添資料1 医療事故調査制度について

[総会後の講演会] 15:55～16:55

テーマ：看護学における大型研究費獲得への取組と支援

講師：千葉大学大学院看護学研究科教授 森 恵美 先生

司会：高見沢 恵美子

1. 開会

2. 定足数の確認

3. 会長挨拶

4. 報告事項

1) 一般社団法人日本看護系学会協議会の発足についての報告

定款認証 平成 27 年 3 月 19 日

第 1 回理事会 平成 27 年 4 月 7 日

第 1 号議案 定款施行細則制定の件

第 2 号議案 役員選出規程制定の件

第 3 号議案 臨時社員総会開催の件

第 2 回理事会 平成 27 年 4 月 10 日

第 1 号議案 理事の被選挙人名簿の件

第 2 号議案 監事の被選挙人名簿の件

第 3 号議案 選挙人名簿の件

登記 平成 27 年 4 月 20 日

臨時社員総会 平成 27 年 4 月 26 日

第 1 号議案 定款施行細則制定の件

2) 日本看護系学会協議会（任意団体）の平成 26 年度の活動報告

(1) 庶務報告

1. 現在社員数 42 学会

平成 26 年度入会：なし

2. 平成 26 年度 役員会報告

①第 1 回役員会 平成 26 年 4 月 19 日（土）10：00～12：00

高知県公立大学法人サテライトキャンパス

審議事項： 1. 日本看護系学会協議会法人化に向けた検討

2. 平成 26 年度予算案

3. 総会について

②第 2 回役員会 平成 26 年 6 月 29 日（日）18：00～21：00

高知県公立大学法人サテライトキャンパス

審議事項： 1. 平成 25 年度会計監査報告

2. 平成 26 年度予算案

3. 日本看護系学会協議会総会について

4. 第17回日本看護系学会協議会公開シンポジウム（案）

③第3回役員会 平成26年11月30日（日）19：00～21：00

名古屋国際会議場2号館会議室213

- 審議事項：
1. 日本看護系学会協議会臨時総会について
 2. 選挙管理委員について
 3. 第3回国連防災世界会議におけるパブリックフォーラムについて
 4. 国立大学教育研究評価委員会専門委員等の候補者推薦について

④第4回役員会 平成26年12月15日（土）11：30～13：30

高知県公立大学法人サテライトキャンパス

- 審議事項：
1. 日本看護系学会協議会臨時総会について
 2. 平成26年度会計報告について

⑤第5回役員会 平成27年3月30日（月）10：00～14：00

高知県公立大学法人サテライトキャンパス

- 審議事項：
1. 選挙管理委員会報告ならびに役員選挙スケジュール等
 2. 定款施行細則・役員選出規程の決議について
 3. 第1期役員の辞任について
 4. 平成27年度法人総会について
 5. 総会後の講演会について

（2）委員会報告 [日本学術会議] 担当理事：太田

1. 日本学術会議、日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分会の動きについての情報提供と課題の共有を行った。
2. 日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分会と日本看護系学会協議会共同主催、日本看護科学学会、第34回日本看護科学学会学術集会後援での第17回公開シンポジウムを開催した。

テーマ：「看護系学会の看護ケアガイドライン開発の現状と展望」

日時：平成26年11月30日（日）16：50～18：50

場所：名古屋国際会議場4号館白鳥ホール南

座長：野嶋佐由美氏（日本看護系学会協議会会長、高知県立大学教授）

高田早苗氏（日本看護系学会協議会副会長、看護ケアガイドライン開発推進プロジェクト、日本赤十字看護大学教授）

シンポジスト

内布敦子氏（日本看護系学会協議会・ガイドライン開発推進プロジェクト、兵庫県立大学教授）

「看護系学会における看護ケアガイドライン開発状況調査の結果と課題」

二宮啓子氏（一般社団法人日本小児看護学会理事長、神戸市看護大学教授）

「看護ケアガイドライン開発」

神田清子氏（一般社団法人日本がん看護学会ガイドライン委員会委員長、群馬大学教授）

「看護ケアガイドライン開発」

福井次矢氏（聖路加国際病院・聖路加国際大学理事長）

「ガイドライン開発の意義とポイント」

(3) 委員会報告 [日本学術振興会] 担当理事：高見沢、西沢

6月30日(月)総会終了後15:20~16:30に、日本赤十字看護大学広尾キャンパス221号室で「科学者の行動規範を踏まえた研究活動における不正の防止策と事後措置」というテーマで講演会を開催した。演者は、東京大学大学院人文社会系研究科 丸井浩教授、講演の内容は、科学者の倫理に関する日本学術会議の取組から声明「科学者の行動規範—改訂版—」と提言「研究活動における不正の防止策と事後措置—科学の健全性向上のために—」に関するタイムリーな内容であり、約60名が参加した。研究活動における不正行為をよく認識した上で各学会で防止策を検討していく必要があることを、改めて共通認識することができた。

(4) 委員会報告 [シンポジウム企画] 担当理事：麻原、黒田

第17回公開シンポジウムを企画・運営した。

テ ー マ：「看護系学会の看護ケアガイドライン開発の現状と展望」

日 時：平成26年11月30日(日) 16:50~18:50

場 所：名古屋国際会議場4号館第3会場白鳥ホール南

共同主催：日本看護系学会協議会、日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会

後 援：日本看護科学学会、第34回日本看護科学学会学術集会

参加者数：300名

(5) 委員会報告 [高度実践看護師制度あり方検討会]

担当理事：内布、太田、片田

1. ガイドライン整備状況に関する報告

JANA高度実践看護師の在り方検討会およびガイドライン検討委員会の立場から下記シンポジウムにおいて看護系学会におけるガイドライン整備状況調査結果を報告した。

第34回学術集会後援第17回公開シンポジウム

テ ー マ：「看護系学会の看護ケアガイドライン開発の現状と展望」

日 時：平成26年11月30日(日曜日)16:50-18:50

場 所：名古屋国際会議場 4号館第3会場白鳥ホール南

共同主催：日本看護系学会協議会、日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会

後 援：日本看護科学学会第34回学術集会

2. 委員会の開催

委員会の開催はしていない。随時3名の委員間でメール等による話し合いを行い活動した。

(6) 委員会報告 [診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業]

担当理事：菱沼

地域評価委員会委員の推薦依頼への対応

以下の2事例につき地域事務局、中央事務局より、評価委員の推薦依頼があった。事例の内容によって加盟学会に連絡を取り、学会からの推薦を受けて推薦をした。各学会の迅速な対応により、スムーズに役割を果たせた。

	依頼受日	地域	事例内容	依頼学会	推薦日
1	26.5.7	岡山7	保護室での死亡	日本精神保健看護学会	5.10
2	26.9.16	中央	岡山6の中央審査	日本助産学会	9.26

(7) 委員会報告 [医療安全全国共同行動] 担当理事：菱沼

医療安全全国共同行動からの情報を加盟学会に配信した。

(8) 委員会報告 [東日本大震災支援事業]

担当理事：田中、南、麻原

1. 「災害看護支援事業」(日本看護科学学会との連携事業)として、第34回日本看護科学学会学術集会にて、交流集会「長期的復興支援における災害看護の役割～災害看護支援助成事業から見る成果と課題」を開催。3助成団体が発表。

2. 国連防災世界会議にて、パブリックフォーラムを開催

テーマ：「東日本大震災からの復興と生活再建のための看護系学会の活動」

日時：平成27年3月14日(土)

場所：仙台市AER情報産業センター セミナールーム

発表学会：公益社団法人日本看護科学学会、一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会、日本老年看護学会、一般社団法人日本助産師学会、日本精神保健看護学会、日本放射線看護学会、日本災害看護学会(以上7学会、発表順)

【平成26年度 助成一覧】 ～日本看護系学会協議会連携事業～ 公益社団法人 日本看護科学学会 災害看護支援事業

実施年	応募数	助成数	助成総額	個別金額	助成対象者	事業名
2014年（H26年度）	19件	8件	4,710,000円	290,000円	塚本都子	通所施設利用者と介護家族の地震に対する意識と対策の現状を踏まえた、施設が実現すべき当事者主体の地域共助力推進に関する統合的協働型検討会
				570,000円	内海奈緒子	東日本大震災被災地の仮設住宅地区における高齢住民に対する健康支援プログラムの長期的効果に関する介入研究
				620,000円	佐々木久美子	宮城大学看護学生・教職員による南三陸町に在住する高齢者への健康支援活動の充実強化
				1,000,000円	川嶋みどり	「在宅におけるケアの有用性を高める」ための人材育成の取り組み
				360,000円	青木菫子	応急仮設住宅生活が長期化する福島原発事故避難者の健康支援事業
				880,000円	大野かおり	兵庫県立大学・宮城大学看護東北プロジェクト 気仙沼市鹿折地区仮設住宅住民のセルフケア行動推進および健康ハイリスク住民への看護支援方策の検討
				380,000円	尾山とし子	これから始まる復興と絆、コミュニティ再建のための長期支援 Part2 ～はまってけらいん(集まって)かだつてけらいん(語って)を合言葉に～
				610,000円	北宮千秋	被災地の長期避難を伴う自治体職員への健康相談とリスクコミュニケーション

(敬称略)

災害看護支援事業収支報告書（平成26年度）			
平成26年3月31日 現在		（単位；円）	
項 目		金 額	
前年度より繰越 計		4,986,251	
繰越内訳	災害看護支援資産 ※1	1,486,251	
	災害支援準備資金 ※2	3,500,000	
収入合計		442,187	
①災害看護支援寄附金収入		442,048	
《内訳》	団体 【詳細は下記】	2件	250,000
	個人	2名	156,830
	募金（第34回学術集会開催時）		35,218
②預金利息		139	
支出合計 【詳細は別紙】		8件	4,710,000
《内訳》	災害看護支援事業助成金支出	1,210,000	
	災害支援準備資金助成金支出	3,500,000	
単年度残高		(4,267,813)	
災害看護支援口（積立金）口座残高（平成27年3月31日現在） ※3		718,438	
《内訳》	三菱東京UFJ銀行	718,438	
	ゆうちょ銀行	0	
※1 災害看護支援資産		災害看護支援事業のための寄付金が財源となっている。	
※2 災害支援準備資金		平成26年度の災害支援助成に充てるために日本看護科学学会が積立てた特定資産である。	
※3 「特定資産」として一般正味財産とは別途の財産管理（法人化以前の「特別会計」と同様の扱い）をしている。			
平成26(2014)年度			
《寄付金収入 団体名》			
納入日	団体名	金額	
2014年7月7日	日本精神保健看護学会	200,000	
2014年10月15日	高知女子大学看護学会	50,000	
公益社団法人 日本看護科学学会 災害看護支援事業専門委員会			

	平成26(2014)年度		
	《助成支援 事業名》		
	代表者名	事業名	助成金額
1	塚本 都子	通所施設利用者と介護家族の地震に対する意識と対策の現状を踏まえた、施設が実現すべき当事者主体の地域共助力推進に関する統合的協働型検討会	290,000
2	北宮 千秋	被災地の長期避難を伴う自治体職員への健康相談とリスクコミュニケーション	610,000
3	内海 奈緒子	東日本大震災被災地の仮設住宅地区における高齢住民に対する健康支援プログラムの長期的効果に関する介入研究	570,000
4	佐々木 久美子	宮城大学看護学生・教職員による南三陸町に在住する高齢者への健康支援活動の充実強化	620,000
5	川島 みどり	「在宅におけるケアの有用性を高める」ための人材育成の取り組み	1,000,000
6	青木 菫子	応急仮設住宅生活が長期化する福島原発事故避難者の健康支援事業	360,000
7	大野 かおり	兵庫県立大学・宮城大学看護東北プロジェクト 気仙沼市鹿折地区仮設住宅住民のセルフケア行動推進および健康ハイリスク住民への看護支援方策の検討	880,000
8	尾山 とし子	これから始まる復興と絆、コミュニティ再建のための長期支援 Part2 ～はまってけらいん(集まって) かだってけらいん(語って)を合言葉に～	380,000
		8 件	4,710,000

**(9) 委員会報告 【 広 報 】 担当理事：ニュースレター 村嶋
ホームページ 田中**

ニュースレター21号、22号を発行した。
ホームページを更新し、情報発信に務めた。

(10) 委員会報告 [ナーシング・サイエンス・カフェ事業]

担当理事：田井

平成 26 年度は 8 会員学会に対して、グッズの支援を行った。

平成 26 年度ナーシング・サイエンス・カフェ開催学会

	学会名	会期	送付数
1	一般社団法人日本クリティカルケア看護学会 第 10 回学術集会	平成 26 年 5 月 24 日～ 5 月 25 日	50
2	日本赤十字看護学会 第 15 回学術集会	平成 26 年 6 月 14 日～ 6 月 15 日	100
3	一般社団法人日本母性看護学会 第 16 回学術集会	平成 25 年 7 月 6 日～ 7 月 7 日	50
4	一般社団法人日本看護研究学会 第 40 回学術集会	平成 26 年 8 月 23 日～ 8 月 24 日	30
5	一般社団法人日本看護学教育学会 第 24 回学術集会	平成 26 年 8 月 26 日～ 8 月 27 日	100
6	日本看護歴史学会 第 28 回学術集会	平成 26 年 9 月 6 日～ 9 月 7 日	80
7	公益社団法人日本看護科学学会 第 34 回学術集会	平成 26 年 11 月 29 日 ～11 月 30 日	100
8	一般社団法人日本がん看護学会 第 29 回学術集会	平成 27 年 2 月 28 日～ 3 月 1 日	90

(11) 委員会報告[ガイドライン開発推進プロジェクト]

担当理事：高田、内布、太田

JANA ガイドライン検討委員会および高度実践看護師の在り方検討会の立場から下記シンポジウムにおいて看護系学会におけるガイドライン整備状況調査結果を報告した。

第 34 回学術集会後援第 17 回公開シンポジウム

テ ー マ：「看護系学会の看護ケアガイドライン開発の現状と展望」

日 時：平成 26 年 11 月 30 日（日曜日）16:50-18:50

場 所：名古屋国際会議場 4 号館第 3 会場白鳥ホール南

共同主催：日本看護系学会協議会、日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会

後 援：日本看護科学学会第 34 回学術集会

(12) その他

3) 医療事故調査制度についての説明（別添資料）

5. 審議事項

議案1 平成26年度の会計報告と会計監査報告について（任意団体）

日本看護系学会協議会 平成26年度会計報告
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

平成27年3月31日
(単位：円)

収入の部

項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
I. 会 費	3,360,000	3,360,000	0	
1. 正会員:看護系学会	3,360,000	3,360,000	0	会費 80,000円×42団体
II. 雑収入	3,000	1,573	1,427	
1. 利子	3,000	1,573	1,427	ゆうちょ利子 860円+713円
III. その他	0	0	0	
	0	0	0	
小 計	3,363,000	3,361,573	1,427	
前年度繰越金	6,344,955	6,344,955	0	
合 計	9,707,955	9,706,528	1,427	

支出の部

(単位：円)

項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
I. 会議費	1,750,000	1,508,452	241,548	
1. 総会費	200,000	154,725	45,275	会場費 75,610円 出欠・案内郵送料 28,300円 飲食代 32,475円 書記交通費 1,740円 印刷代 16,600円
2. 役員会費	1,550,000	1,353,727	196,273	交通費 1,256,667円 飲食代 97,060円
II. 事業費	2,502,000	1,478,213	723,787	
1. ニュースレター発行	300,000	151,704	148,296	第21号1200部 77,574円,第22号 1200部 74,130円
2. シンポジウム開催	300,000	301,608	▲ 1,608	会場使用料 92,800円 交通費 42,700円 資料代 65,000円 附帯設備費 61,300円 テープおこし代 35,990円 その他経費 3,818円
3. ホームページ更新・管理	350,000	378,000	▲ 28,000	2014HHPサーバーレンタル費用 CMS脆弱性対応費用 378,000円
4. 日本学術会議等との相互協力活動費	200,000	39,966	160,034	テープおこし代金 36,040円 郵送料 3,926円
5. 国内外学術組織との相互協力活動費	52,000	50,000	2,000	(一社)医療安全全国共同行動会費 50,000円
6. ナーシングサイエンスカフェ	60,000	38,150	21,850	カフェグッズ送付 5,750円 カフェグッズ購入代 32,400円
7. 科学研究費申請枠拡大推進活動費	100,000	50,000	50,000	講師謝礼 50,000円
8. 東日本大震災支援事業	100,000	206,032	▲ 106,032	パブリックフォーラム会場使用料等 206,032円
9. 高度実践看護あり方検討会	140,000	0	140,000	他事業と協働して行ったために本項 目では支出は0とした
10. 日本看護系学会協議会あり方検討会	450,000	213,057	236,943	交通費 54,116円 会場費 10,100円 飲食代 34,221円 人件費 4,620円 登記手数料 110,000円
11. 役員選出に係る費用	150,000	49,696	100,304	委員交通費 45,196円 会場費 4,500円
12. ガイドラインプロジェクト	300,000	0	300,000	他事業と協働して行ったために本項 目では支出は0とした
III. 事務費	350,000	235,716	114,284	
1. 事務用品費	40,000	49,329	▲ 9,329	封筒代 6,945円 文具代 42,384円
2. 印刷費	30,000	0	30,000	
3. 通信費	50,000	46,790	3,210	事務連絡費 46,790円
4. 人件費	200,000	123,000	77,000	総会・役員会準備 123,000円
5. 雑費（その他）	30,000	16,597	13,403	振込み手数料 16,597円
IV. 予備費	300,000	0	300,000	
小 計	4,902,000	3,222,381	1,679,619	
次期繰越収支差額	4,805,955	6,484,147	▲ 1,678,192	貯金通帳 6,484,147円
合 計	9,707,955	9,706,528	1,427	

平成26年度会計報告について、会計帳簿、書類等を照合調査の結果、上記のとおりご報告いたします。

平成27年4月1日

日本看護系学会協議会 会計担当理事 黒田 裕子

平成26年度会計について監査を行い、会計帳簿、書類などを照合調査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

平成27年 6月11日

平成27年 6月15日

監事

数間 恵子

監事

南 祐子

議案2 平成27年度事業案について

- I. 会議の開催
 1. 社員総会の開催
 2. 理事会の開催
- II. 事業案と担当理事および担当委員会
 1. 社員相互の情報交換
 - 1) ニュースレターの発行
 - 2) ホームページの管理
 2. 日本学会会議・学協会との協力
 - 1) 看護学教育の分野別質保証の参照基準作成等
 - 2) 高度実践看護師の認証に関して
 - 3) 医療安全推進における他機関との協力
 3. 社員学会の学会活動の支援
 - 1) 公的研究費申請拡大推進
 - 2) 看護ガイドラインの開発推進
 - 3) 災害看護の学会連携
 - 4) ナーシング・サイエンス・カフェ事業
 4. 国や社会に向けた提言
 - 1) 保健医療福祉における看護のあり方に関する提言

議案3 平成27年度予算案について

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

収入の部				(単位：円)
項 目	26年度決算	27年度予算	備 考	
I.会 費				
I.会費	3,360,000	3,360,000		
1.社員:看護系学会	3,360,000	3,360,000	会費¥80,000×42団体	
II.雑収入	1,573	2,000		
1.利子	1,573	2,000		
III.その他	0	4,000		
1.未収金	0	4,000	前年度過払い金	
収入小計	3,361,573	3,366,000		
前年度繰越金	6,344,955	6,484,147		
合 計	9,706,528	9,850,147		
支出の部				(単位：円)
項 目	26年度決算	27年度予算	備 考	
I.事業費	1,478,213	1,470,000		
社員相互の情報交換				
1.ニュースレター発行	151,704	170,000		
2.シンポジウム開催	301,608		平成27年度項目削除	
3.ホームページ更新・管理	378,000	500,000		
日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力				
4.日本学術会議等との相互協力活動費	39,966	150,000		
5.国内外学術組織との相互協力活動費	50,000	100,000		
看護系の学会活動の支援				
6.ナーシングサイエンスカフェ	38,150	50,000		
7.科学研究費申請枠拡大推進活動費	50,000	200,000		
8.東日本大震災支援事業	206,032	200,000		
国や社会に向けての必要な提言				
9.高度実践看護あり方検討会開催費	0	50,000		
10.日本看護系学会協議会あり方検討会	213,057		平成27年度項目削除	
その他本法人の目的達成に必要な事業				
11.役員選出に係る費用	49,696	0		
12.ガイドラインプロジェクト	0	50,000		
II.管理費	1,744,168	2,400,000		
1.総会費	154,725	200,000		
2.役員会費	1,353,727	1,300,000		
3.事務委託費	—	350,000	弁護士費用、会計委託費費用、公認会計士委託費用	
4.事務用品費	49,329	50,000		
5.印刷費	0	10,000		
6.通信費	46,790	50,000		
7.人件費	123,000	120,000		
8.雑費(その他)	16,597	20,000		
9.予備費	0	300,000		
支出小計	3,222,381	3,870,000		
次期繰越収支差額	6,484,147	5,980,147	貯金通帳：6,484,147円 頭金：0円	
合 計	9,706,528	9,850,147		

議案4 医療事故調査等支援団体について

議案5 新役員の承認について

1) 日本看護系学会協議会 2015-2016 年度 理事候補者及び次点者について

平成 27 年 5 月 30 日第 3 回理事会にて、日本看護系学会協議会 2015-2016 年度役員選挙の選挙結果について、選挙管理委員会 菊地委員長より報告された。

理事会にて、選挙管理委員会から報告された上位 9 名の理事候補者と日本学術会議会員 2 名の 11 名を理事候補者として決定した。さらに選挙管理委員会からの報告に基づいて理事候補の次点者 2 名を決定した。

理事候補者 (50 音順、敬称略)

内布 敦子
太田 喜久子
片田 範子
黒田 裕子
小山 眞理子
高田 早苗
高橋 真理
武村 雪絵
菱沼 典子
福井 トシ子
山本 あい子

理事候補の次点者 (50 音順、敬称略)

浅野 みどり
松月 みどり

2) 日本看護系学会協議会 2015—2016 年度 監事候補者及び次点者について

理事会にて、選挙管理委員会から報告された上位 2 名を監事候補者として決定した。さらに選挙管理委員会からの報告に基づいて監事候補の次点者 2 名を決定した。

監事候補者 (50 音順、敬称略)

南 裕子
村嶋 幸代

監事候補の次点者 (50 音順、敬称略)

稲垣 美智子
田中 秀子

議案 6 指名理事の承認について

議案 7 役員辞任の承認について

6. 閉会

一般社団法人日本看護系学会協議会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本看護系学会協議会と称し、英文名は、Japan Association of Nursing Academies と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区内に置く。

(目的)

第3条 本法人は、看護学の学術的発展をめざす看護系学会の相互交流と連携をはかり、看護学研究成果を社会に還元する学会活動を支援し、また看護学学術団体の立場から、人々の健康と生活の質の向上のため国や社会に向かって必要な提言を行う。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 社員相互の情報交換
- 2) 日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力
- 3) 看護系の学会活動の支援
- 4) 国や社会に向けての必要な提言
- 5) その他本法人の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第2章 社 員

(入会)

第6条 本法人の社員は、本法人の目的に賛同し、以下の要件すべてを満たす看護系学会をいう。

- 1) 個人会員の数が100人以上であること
- 2) 看護学分野における学術研究の向上発達を図ることを目的としていること
- 3) 研究者の自主的集まりで、看護学研究者が会員の半数以上であること
- 4) 役員の半数以上が、原則として看護学研究者であること
- 5) 構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に限定されないこと
- 6) 学術に関する機関誌を継続して3年以上、年1回以上発行（電子発行を含む）していること

- 2 本法人に入会を希望する学会は、会長（第17条第2項にて定義する。）に所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 社員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(社員資格の喪失)

第 8 条 社員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 会費を 2 年間滞納したとき
- 3) 除名されたとき
- 4) 学会が解散したとき

(退会)

第 9 条 本法人を退会しようとする社員は、所定の退会届を会長に提出する。

(除名)

第 10 条 社員が本法人の名誉を傷つけ又は本法人の目的に反する行為があった場合には、社員総会において総社員の 3 分の 2 以上の議決により、当該社員を除名することができる。

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の 1 週間前までに当該社員に通知し、かつ、社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、社員を除名したときは、除名した社員に対し、その旨を通知しなければならない。

(社員名簿)

第 11 条 本法人は、社員の名称及び所在地を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(社員総会の構成等)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって組織する。

- 2 社員総会において、各社員は各 1 個の議決権を有する。
- 3 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 箇月以内に開催する。
- 4 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - 2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集及び議長)

第 13 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 4 項第 2 号に該当する場合は、請求のあった日から 6 週間以内の日を会日とする招集通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を開催するときは、会日より 2 週間前までに開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。
- 4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
- 5 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第 4 項第 2 号の臨時社員総会の議長は、社員総会において出席社員の中から選出する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- 1) 理事及び監事の選任及び解任
- 2) 社員の除名
- 3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- 4) 定款の変更

- 5) 解散及び残余財産の処分
- 6) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(決議方法)

第15条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面表決者も含む。）がなければ、議事を行い、決議することができない。

- 2 社員総会で議決権を行使する者は、当該社員たる学会の構成員であり、本法人の役員でない者でなければならない。
- 3 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、次の事項を記載又は記録した議事録を作成する。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 議事の経過の要領及びその結果
 - 3) 監事の選任等に関する意見又は発言の内容
 - 4) 出席理事及び監事の氏名
 - 5) 議長の氏名
 - 6) 議事録作成者の氏名
- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印の上、これを本法人事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(員数)

第17条 本法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事13名以内
 - 2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選出する。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて在任することができない。

- 2 日本学術会議会員の資格を有する理事は、前項ただし書きを適用しない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて在任することができない。
- 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(職務)

第20条 会長は本法人を代表し、本法人の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

また、監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(責任免除)

第 2 1 条 本法人は、役員的一般社団法人・財団法人法第 1 1 1 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 2 2 条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の開催及び招集)

第 2 3 条 理事会は、毎年定例の 4 回以上、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前 2 項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集する通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するときは、理事会の日より 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(理事会の権限等)

第 2 4 条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1) 業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次の事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2) 多額な借財
 - 3) 重要な使用人の選任及び解任
 - 4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 6) 第 2 1 条の責任の免除

(決議)

第 2 5 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異義

を述べた場合はこの限りではない。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載又は記録した議事録を作成する。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 会長以外の理事又は監事の招集請求等により開催されたときは、その旨
 - 3) 議事の経過の要領及びその結果
 - 4) 議決事項について特別利害関係を有する理事があるときは、その氏名
 - 5) 報告事項に関する意見又はその発言内容
 - 6) 出席理事の氏名
 - 7) 議長の氏名
- 2 議事録は、出席した会長及び監事が署名押印又は記名押印の上、これを本法人事務所に備え置くものとする。

第6章 基金

(基金の拠出)

第27条 本法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集及び拠出者の権利)

第28条 基金の募集、割当及び払込等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

- 2 基金の拠出者は、本法人と合意した期日まではその返還を請求することができない。
- 3 基金の返還にかかる債権には利息は付さない。

(基金の返還手続)

第29条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、毎事業年度末の貸借対照表の剰余金として処分可能な金額内において返還する。

- 2 基金の返還を行う場合においては、その返還される基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

第7章 会計

(財産の管理)

第30条 本法人の財産は会長が管理し、その方法は理事会の決するところに従う。

(経費の支弁)

第31条 本法人の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第32条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(計算書類)

第33条 会長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を求めなければならない。

- 1) 貸借対照表
 - 2) 損益計算書
 - 3) 事業報告書
- 2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については承認を受け、第3号の書類についてはその内容を報告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第34条 本法人は、社員及びその他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

2 本法人の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお、差益があるときは、理事会及び社員総会の議決を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第8章 定款変更、解散及び合併

(定款等の変更)

第35条 定款は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 本法人は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(施行細則)

第38条 本法人の定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。ただし、会費については社員総会の決議を経るものとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第39条 本法人の設立時社員の名称及び所在地は、次のとおりである。

住所 東京都文京区本郷三丁目37番3号

名称 公益社団法人日本看護科学学会

住所 大阪市西区土佐堀一丁目1番23号

名称 一般社団法人日本がん看護学会

住所 東京都港区芝大門二丁目12番6号芝ハタビル402号

名称 一般社団法人日本看護学教育学会

住所 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

名称 一般社団法人日本看護管理学会

住所 東京都豊島区巣鴨一丁目24番1号

名称 一般社団法人日本看護研究学会

住所 東京都中野区中野二丁目2番3号

名称 一般社団法人日本救急看護学会

住所 東京都新宿区新宿 1-15-11
 名称 一般社団法人日本クリティカルケア看護学会

住所 東京都豊島区北大塚三丁目 21 番 10 号アーバン大塚 3 階
 株式会社ガリレオ学会業務情報化センター内
 名称 一般社団法人日本助産学会

住所 東京都新宿区神楽坂四丁目 1 番 1 号
 名称 一般社団法人日本地域看護学会

住所 東京都豊島区巣鴨一丁目 24 番 1 号第 2 ユニオンビル 4 階
 名称 一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会

(設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事)

第 40 条 本法人の設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

理 事	野 嶋 佐由美
	高 田 早 苗
	田 中 美恵子
	麻 原 きよみ
	内 布 敦 子
	太 田 喜久子
	片 田 範 子
	佐 藤 裕 子
	田 井 雅 子
	高見沢 恵美子
	西 沢 義 子
	菱 沼 典 子
	村 嶋 幸 代
代表理事	野 嶋 佐由美
監 事	数 間 恵 子
	南 裕 子

(定款に定めのない事項)

第 41 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本看護系学会協議会を設立するためこの定款を作成し、社員が次に記名押印する。

一般社団法人日本看護系学会協議会

平成 27 年 2 月 27 日

設立時社員	公益社団法人日本看護科学学会 代表理事 田村 やよひ
設立時社員	一般社団法人日本がん看護学会 代表理事 小松 浩子
設立時社員	一般社団法人日本看護学教育学会 代表理事 小山 真理子
設立時社員	一般社団法人日本看護管理学会 代表理事 鶴田 恵子
設立時社員	一般社団法人日本看護研究学会 代表理事 佐藤 裕子
設立時社員	一般社団法人日本救急看護学会 代表理事 中村 恵子
設立時社員	一般社団法人日本クリティカルケア看護学会 代表理事 佐藤 裕子
設立時社員	一般社団法人日本助産学会 代表理事 高田 昌代
設立時社員	一般社団法人日本地域看護学会 代表理事 村嶋 幸代
設立時社員	一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会 代表理事 数間 恵子

一般社団法人日本看護系学会協議会
定款施行細則

第1章 会費

第1条 (会費)

社員の年会費は、80,000円とする。

第2章 改正

第2条 (改正)

本細則は、理事会及び社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

付則

本細則は平成27年4月1日から施行する。

- 2 本法人設立時に、任意団体日本看護系学会協議会の正会員であった者は、本法人に入会したものとみなす。

一般社団法人日本看護系学会協議会 役員選出規程

この規程は、一般社団法人日本看護系学会協議会定款第18条に基づき、理事・監事の選出に必要な事項を定める。

(選挙人)

第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに会費を納入した学会とする。

(被選挙人)

第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会費を納入した学会から推薦された者とする。

2. 前項に該当する学会は理事1名、監事1名の被選挙人を推薦する。ただし、理事又は監事の被選挙人は1学会のみから推薦されるものとする。

3. 理事の被選挙人は当該年度まで2期続けて理事を務めた者以外とする。

4. 監事の被選挙人は当該年度まで2期続けて監事を務めた者以外とする。

(理事の選出)

第3条 理事の選出は選挙人1名につき、被選挙人の中から3名を連記する無記名投票により行う。

(監事の選出)

第4条 監事の選出は選挙人1名につき、被選挙人の中から1名を表記する無記名投票により行う。

(選挙人及び被選挙人名簿)

第5条 選挙人及び被選挙人名簿は、選挙管理委員会で作成し、理事会の承認を得て、社員に配布する。

(選挙管理委員会)

第6条 理事会は、選挙管理委員会設置のために、社員の中から3学会を推薦し、社員総会の承認を得る。会長は各学会から推薦された1名、計3名に選挙管理委員を委嘱する。

2. 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。

3. 選挙管理委員の任期は、社員総会における役員の選出日までとする。

4. 選挙管理委員を擁する学会は、選挙権及び被選挙人の推薦権を有する。当該学会は、選挙管理委員を被選挙人として推薦することはできない。

(告示)

第7条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員及び次点者の数を確認し、選挙日程を定め、社員へ告示する。

(開票)

第8条 開票は、告示した選挙締切日までの消印で、選挙管理委員会に到着したものについて行う。

開票は選挙管理委員会が行う。

(無効票)

第9条 次の投票は無効とする。

1) 正規の投票用紙及び封筒を用いていないもの。

2) 外封筒に、記名のないもの。

3) 被選挙権を有しないものを記名したもの。

4) その他役員選出規程に反するもの。

(役員候補者の決定)

第10条 選挙において有効投票数を多数得た者から順に理事については9名を、監事については2名を役員候補者とする。同数の有効投票を得た者については、抽選により順位を決定する。

2. 選挙管理委員会は、役員候補者に結果を通知する。役員候補者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げる。

3. 選挙管理委員会は、役員候補者及び次点者の名簿を作成し、理事会に提出する。

4. 選挙管理委員会は、選挙結果を厳封して会長に提出し、会長はこれを任期終了まで保管する。

(役員選任案の作成と社員総会への提案)

第11条 理事会は、第10条の規程による役員候補者名簿から役員選任案を作成し、社員総会に提出する。

第12条 会長は、本法人運営の円滑化を目的として、第10条の規程により選出された役員候補者とは別に、4名以内で理事候補者を指名することができる。

2. 前項の指名理事候補者は、本法人の社員の会員であって、日本学術会議会員又は本法人の役割遂行上必要である者の中から指名されるものとする。

第13条 理事会は、第12条の規程により選出された指名理事候補者を、社員総会に提案する。

(本規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は理事会の議を経て会長が行う。

付記

本規程は平成27年4月7日の理事会において制定された。

付則1. この規程は平成27年4月1日より施行する。

付則2. 平成27年の役員選挙については、第1条及び第2条第1項の「会費を納入した学会」とは、任意団体日本看護系学会協議会の平成26年度の会費を納入した学会とする。

一般社団法人日本看護系学会協議会社員名簿

平成 27 年 6 月 30 日現在

	学会名		学会名
1	公益社団法人 日本看護科学学会	22	日本家族看護学会
2	一般社団法人 聖路加看護学会	23	日本看護医療学会
3	一般社団法人 日本がん看護学会	24	日本看護技術学会
4	一般社団法人 日本看護学教育学会	25	日本看護教育学会
5	一般社団法人 日本看護管理学会	26	日本看護診断学会
6	一般社団法人 日本看護研究学会	27	日本看護福祉学会
7	一般社団法人 日本救急看護学会	28	日本看護倫理学会
8	一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会	29	日本看護歴史学会
9	一般社団法人 日本公衆衛生看護学会	30	日本災害看護学会
10	一般社団法人 日本小児看護学会	31	日本在宅ケア学会
11	一般社団法人 日本助産学会	32	日本手術看護学会
12	一般社団法人 日本精神保健看護学会	33	日本新生児看護学会
13	一般社団法人 日本創傷・オストミー・失禁管理学会	34	日本腎不全看護学会
14	一般社団法人 日本地域看護学会	35	日本生殖看護学会
15	一般社団法人 日本糖尿病教育・看護学会	36	日本赤十字看護学会
16	一般社団法人 日本母性看護学会	37	日本難病看護学会
17	一般社団法人 日本循環器看護学会	38	日本放射線看護学会
18	高知女子大学看護学会	39	日本母子看護学会
19	千葉看護学会	40	日本慢性看護学会
20	日本アクション看護学会	41	日本ルーラルナーシング学会
21	日本運動器看護学会	42	日本老年看護学会